



**改正版 待機児童解消加速化プランの支援パッケージ
～厚労省より各地自体に発出される～**

◆厚労省は6日、先月公表した待機児童解消加速化プランの支援パッケージについて、具体的な補助対象や額、基準などを示した改正版の実施要綱を公表しました。既報のとおり同支援パッケージは、①保育所整備、②保育士確保、③小規模保育事業など新制度の先取り、④認可外保育施設への支援、⑤事業所内保育施設への支援、の5本の柱をもとに自治体に対してその支援を行うもので、今回は安心こども基金の管理運営要綱を改正し、新たに以下のとおり具体的な内容が決定されました。以下にその概要を一部紹介いたします。

| | 支援内容 | 今回新たに決定した事項 |
|------------------|--------------------------------------|---|
| ①保育所整備 | 施設整備等補助関係 | 認可保育所の施設整備費を平成24年度予備費で積み増し 土地借料補助加算を300万円から2,000万円へ拡充。 補助率：国2/3 |
| | 土地所有者と保育所整備法人等の マッチング事業 | マッチングに必要な経費を都道府県知事が必要と認めた額の 範囲で市町村、市町村の委託を受けた者に対して定額を補助。 |
| ②保育士確保 | 潜在保育士の再就職を支援するため 現場復帰に必要な講座や実習を行う | 保育所等の経営者や管理者を対象とした研修、再就職希望者 への保育実技研修等を明記。補助率：国1/2 |
| | 職員用宿舍借り上げのための 賃借料を補助 | 保育所等に新規に採用された者または保育所等に採用されて から5年以内の者に対し1戸当たり月額8万円を補助。 実施主体は市町村又は保育所等の設置者。補助率：国1/2 |
| ④認可外保育 施設への支援 | 運営費支援 | ・補助要件を有資格者比率1/3以上とし、0歳児、1・2 歳児、3歳児、4歳以上児についてそれぞれ運営費を補助 ・新設又は定員増を行う場合、増加した定員1人当たりに対 して7,500円を加算 |
| | 移行費支援 | 都道府県知事が必要と認めた定額を補助。 |

(参考：厚労省HP／福祉新聞)

**生保会社、介護等の費用提供へ
～金融庁、規制緩和を発表～**

◆金融庁の金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」(座長：洲崎博史/京都大学大学院法学研究科教授)は7日、保険規制の見直しに関する報告書をまとめ、生保会社が保険金支払の代わりに介護や葬儀の費用を負担できる、現物給付型保険の販売を認める方針を示しました。今後は保険商品の幅が広がるのが予想されていますが、課題も指摘されており、商品化されるには時間がかかるとの声もあります。

●規制緩和の方向性

- ・高齢化に伴い、多様な保険サービスが求められており、保険金ではなく、介護や葬儀等のサービスなどで給付を受けたいというニーズがある。
- ・今回の方針では生保会社が契約者に代わりサービス提供事業者へ保険金を支払うため、現物給付にはあたらず、法改正の必要はない、との解釈。

●今後の課題

- ・例えば介護施設の費用が数十年先どれだけ変化しているか予測できず、保険料算定が困難。
- ・生保会社が確かな事業者を契約者に示す必要がある。

(参考：金融庁HP／毎日JP／福祉新聞)

**「要支援」介護保険から除外か
～国民会議から提案～**

◆政府の社会保障制度改革国民会議(会長：清家篤/慶應義塾長)の中で、将来的に要支援者を現在の介護保険制度から切り離し、市町村事業へ移行させる提案がなされていることが明らかになりました。年々増加する介護給付費を抑制するねらいがありますが、「軽度者の切り捨て」といった反対意見も出されています。

また今後は重度要介護者への支援に重点をおくべきとし、その受け皿として特養の積極的活用を挙げており、軽度者を含めた低所得高齢者の住まいの確保が課題としています。

今回こうした提案が同会議から出される一方、田村厚労相は、「いきなり地域ということになると、なかなかそのような受け皿ができるかどうか」と述べ、サービスを受ける方からも意見を聞くなど、しっかりした議論が必要と慎重な姿勢を示しており、特養の内部留保や地域貢献議論等と併せて、今後の議論が注目されます。

(参考：首相官邸HP／厚労省HP／東京新聞ウェブ／CBニュース)